

次世代法行動計画

男性も女性も働く人全てが、その能力を十分に発揮できる会社となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

取組1:

男性社員の育児休業取得率の向上(30%以上の取得率)

<対策>

- 令和7年4月～ 育児休業取得状況の把握。
- 令和7年5月～ 育児休業改正に伴う管理職説明会を実施、管理職意識改革と職場への浸透により取得促進を図る。

取組2:

時間外労働時間の削減(FY25平均時間の10%削減)

<対策>

- 令和7年4月～ 時間外労働時間の状況把握・分析
- 令和7年4月～ 月中旬時・下旬時の長時間労働見込み者のアラート発信と月間計画提出と進捗

以上